

# 「南山大学学術叢書」出版助成要領

## I. 目 的

南山学会会則第1章第3条にもとづき、主として正会員による学術研究の優れた業績の出版を助成し、学界への貢献を援助することを目的として、この制度を設ける。

## II. 名 称

この助成制度による出版物を「南山大学学術叢書」と称し、その名称を出版物に掲げる。

## III. 助成対象

1. 学術研究の優れた業績（独創的学術書のみ）を出版助成の対象とし、個人著作・共同著作を問わず、また外国語による出版を含める。ただし、以下のIV-1①および②に該当する南山学会会員以外との共同著作については、南山学会会員の執筆分担量が3/4以上のものを対象とする。
2. 翻訳書および教科書形式のものについては、原則として対象外とする。
3. 印刷方式・版型・ページ数等については制約を設けない。ただし、当該年度中に出版可能な著作物を対象とする。

## IV. 手 続

1. ① 正会員は、出版計画を提示して、南山学会理事会に対し出版助成の適用を申請することができる。  
② 正会員が、退職して名誉教授の称号を授与された場合、その年度を含めて3年間は、会員と同一の手続きで出版助成の適用を申請することができる。  
③ 同一正会員による第2、第3の出版計画については、先の出版物の刊行後5年を経た時点で、年間予定出版数（原則として7冊）を下回った場合に理事会において取り上げることができる。
2. 理事会は、出版計画を検討した後、業績の学術的価値についての審査を審査委員に委嘱する。
3. 理事会は、審査委員の報告を総合的に検討して出版助成の可否を決し、可とする場合は出版方法・助成方式等の出版に必要な諸事項を決定する。

## V. 審 査

1. 審査は非公開とする。
2. 審査委員は3名とし、うち少なくとも1名は学外者でなければならない。
3. 審査委員は、その業績の研究領域にかかわる学界の動向に精通し、公正かつ適切な審査を行いうる研究者でなければならない。
4. 申請者は、前項に該当すると考えられる審査委員の候補者6名（学内者2名、学外者4名）の名簿を理事会に提出し、理事会はこれを参考に審査委員3名を選任する。
5. 審査委員には、理事会の議を経て、相当額の報酬が支払われる。

6. 審査結果は、理事会が申請者に通知する。
7. 申請者は理事会に文書をもって審査結果に対する異議を申立てることができる。理事会は受理した異議申立てを検討して、審査委員に再検討を依頼し、必要があれば改めて審査委員を選任して審査を委嘱する等の適当な措置を講ずる。

## VI. 出 版

1. 出版は、その業績を出版し、かつ市販しうる出版社（会）を選んで行う。
2. 出版契約は、理事会の議を経て、著作者と出版社（会）との間で結ばれる。
3. 印税は著作者に帰属する。
4. 出版部数は需要を考慮して決定する。
5. 販売価格は需要者層の購買力等を勘案して決定する。

## VII. 助成方式

1. 南山大学と著作者との間で「南山大学学術叢書」出版助成に係る「確認書」を取り交わす。
2. 著作者と出版社（会）は「確認書」に記載された学術叢書出版助成の趣旨を盛り込んで出版契約を結ぶ。
3. 出版助成金は、南山大学から出版社に対して支払われる。

## VIII. 販売・配付

1. 出版社（会）が市販する。
2. 国外を含む研究機関または研究者に対する買取り分を用いての無償配付については、それに必要な梱包材料費・郵送料を学会が負担する。
3. 出版社（会）からの献本分は無償で著作者に与えられる。
4. その出版物を必要とする会員には、無償で配付する。
5. 学生・院生を含む学内者には、著者割引価格で販売する。
6. 出版助成後5年を経た出版物は、大学保管分の在庫を著作者へ無償で配付する。

## 付 則

この要領による出版助成は、平成元年4月1日より実施する。

この要領による出版助成は、平成13年4月1日より実施する。

この要領による出版助成は、2007年10月1日より実施する。

2011年4月27日 一部（VIII. 6）改正し、即日施行する。

この要領による出版助成は、2012年4月1日より実施する。

## [了解事項]

1. この要領による出版助成の予算枠は、原則として、毎年7冊分を設定するが、これを超える出版助成の必要があるときは、前年度予算の執行状況、次年度予算の執行予想を勘案の上、2冊分を限度として増額補正の余地を残すものとする。
2. 学外の出版助成制度との併用を妨げない。